奥州市子どもの 権利に関する条例



を制定

型州丁後 なでは、区域2戸で議会2つ目の議員政策条例~~議会基本条例に続く、奥州市

議員発議による条例制定

奥州市議会では、平成22年度から市政調査会の事業に「子どものら市政調査会の事業に「子どものら市政調査会の事業に「子どものにていた「子育て研究会」のメンしていた「子育て研究会」のメンしていた「子育て研究会」のメントでを中心に、「子育て研究部会」を議員8名で立ち上げ、「奥州市を議員8名で立ち上げ、「奥州市を議員8名で立ち上げ、「奥州市を議員8名で立ち上げ、「奥州市港路会では、平成22年度から市である。

条例制定のねらい

- 子どもは、奥州市の宝であり、

では平成元年に児童の権利に関すもがたくさんいます。このようなの困難な状況に置かれている子どの困難な状況に置かれている子ど



前沢保育所あおぞら園「おゆうぎ会

ています。 ても平成6年にこの条約を批准しる条約が採択され、我が国におい

ありません。
ありません。
ありません。

、根拠、理念としての条例が は次の世代を担う大切な存在である」という認識のもとに策定された「奥州市次世代育成支援行動計 画 子育て環境ナンバーワンプラ ごまな計画が定められていますが、 ざまな計画が定められていますが、 これら計画を確実に実行するため これら計画を確実に実行するため

必要であり、この条例を奥州市民の共通の認識として、行政、家庭、の共通の認識として、行政、家庭、の共通の認識として、行政、家庭、の共通の認識として、行政、家庭、の共通の認識として、

条例を制定しました。

条例を制定しました。

を例を制定しました。

を例を制定しました。

を別を制定しました。

を別を制定しました。

を別を制定しました。

条例の主な内容

定めています。例では、次のような事項について例がは、次のような事項について

①目的 (第1条・第2条)前文…条例制定の趣旨

② 定 義

(第3条~第8条) いる子どもの権利 第2章 一人の人間として持って

③のびのびとこころ豊かに育②安全に安心して生きる権利①子どもの権利の保障

④自分を守り、自分が守られ